

## 美容業標準營業約款

### （目的）

第一條 關於美容業標準營業約款（以下簡稱「約款」），係基於關於生活衛生關係營業營運之適正化及振興法律（昭和三十二年法律第一六四號，以下簡稱「法」）第五十七條之十二第一項規定，以透過訂定關於美容業之勞務內容及設施或設備之表示之適正化暨有關確保損害賠償之實施之事項，謀求利用者選擇之便利，並藉資提昇公眾衛生之向上為目的。

### （定義）

第二條 本約款所稱「營業者」，係指經營美容師法（昭和三十二年法律第一六三號）第二條第一項規定之美容業者，而依本約款從事營業，並於都道府縣生活衛生營業指導中心為登錄者。

- 2 本約款所稱「美容所」，係指為從事美容業所設置之設施。
- 3 本約款所稱「營業設施」，係指營業者登錄相關連之美容所。
- 4 本約款所稱「表示」，係指以使利用者得以週

## 美容業に関する標準営業約款

### (目的)

第1条 美容業に関する標準営業約款（以下「約款」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「法」という。）第57条の12第1項の規定に基づき、美容業について役務の内容の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保等に関する事項を定めることにより、利用者の選択の利便を図り、併せて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この約款で「営業者」とは、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第1項に規定する美容の業を営む者で、この約款に従い営業を行う者として都道府県生活衛生営業指導センターの登録を受けた者をいう。

2 この約款で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

3 この約款で「営業施設」とは、営業者の登録に係る美容所をいう。

4 この約款で「表示」とは、提供する役務の内容等

知所提供勞務之內容等為目的，而於營業設施之店面或店內所懸掛之揭示板、海報等所為之廣告，以及以傳單、小冊子、廣告招牌等所為之廣告。

### （有關勞務內容之表示之適正化事項）

第三條 營業者就其所提供勞務之內容，應依下列各款所定表示之：

(1)提供勞務之種別

關於提供勞務之種別，應依下列之區分表示之。但將此等勞務之種別，予以組合或分開而為表示亦可。

- A.綜合燙髮。
- B.洗髮。
- C.剪髮。
- D.整髮。
- E.吹風。
- F.頭髮保養。
- G.頭皮保養。
- H.染髮。
- I.修手指甲及修腳指甲。
- J.婚禮穿衣協助（日本式服裝・洋式服裝）。
- K.臉部保養。

(2)從事者之姓名

下列各目所揭從事者之姓名，A目及B目必

を利用者に周知させることを目的として営業施設の店頭又は店内に掲げる掲示板、ポスター等による広告及びビラ、パンフレット、看板等による広告をいう。

(役務の内容の表示の適正化に関する事項)

第3条 営業者は、提供する役務の内容について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。

(1)提供する役務の種別

提供する役務の種別を、次の区分により表示するものとする。ただし、これらの役務の種別を組み合わせ、又は分けて表示しても差し支えないものとする。

ア 総合パーマネント・ウェーブ

イ シャンプー

ウ カット

エ セット

オ ブロー

カ ヘア・トリートメント

キ スカルプ・トリートメント

ク ヘア・ダイ

ケ マニキュア及びペディキュア

コ 婚礼着付（和装・洋装）

サ フェイシャル・トリートメント

(2)従事者の氏名

次に掲げる従事者の氏名を、ア及びイについて

須表示之（關於 A 目，以有該當之人時為限）；關於 C 目，以有該當之人時，得表示之：

A.管理美容師。

B.美容師。

C.具備有其他全國生活衛生營業指導中心（以下簡稱「全國指導中心」）所另行訂定之要件者。

- 2 營業者提供前項第一款所揭之勞務時，應依全國指導中心所另行訂定之美容施術處理基準為之。
- 3 營業者為其他勞務內容之表示時，不得使用「最高」、「完善無缺」或其他帶有表現最高級的或絕對的意義之用語。

### （關於確保損害賠償實施之事項）

第四條 發生肇因於對利用者所提供之勞務或營業設施或設備之管理之事故時，營業者應依全國指導中心所另訂之美容所事故賠償基準，迅速對利用者為損害賠償。

- 2 為期前項損害賠償能確實的實施，營業者應投保全國指導中心所另訂之損害賠償保險。
- 3 為期有關事故能迅速而圓滿的解決，營業者應考慮利用者之便利，努力處理其苦情申訴。

は必ず表示し（アについては該当する者がある場合に限る。）、ウについては該当する者がある場合は表示することができるものとする。

ア 管理美容師

イ 美容師

ウ その他全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が別途定める要件を備えた者

- 2 営業者は、前項第1号に掲げる役務を提供するに当たっては、全国指導センターが別途定める美容施術処理基準に従うものとする。
- 3 営業者は、その他役務の内容の表示を行うに当たっては、「最高」、「完ぺき」その他最高級の又は絶対的な意味を表す用語を用いてはならない。

#### （損害賠償の実施の確保に関する事項）

- 第4条 営業者は、利用者に対する役務の提供又は営業施設若しくは設備の管理に起因して事故が発生した場合は、全国指導センターが別途定める美容所事故賠償基準に基づき、利用者等に対してその損害賠償を速やかに行うものとする。
- 2 営業者は、前項の損害賠償の確実な実施を図るため、全国指導センターが別途定める損害賠償保険等に参加しなければならない。
  - 3 営業者は、事故に関し迅速かつ円満な解決を図るため、利用者等の利便に配慮してその苦情処理に

### （標誌等之揭示）

第五條 營業者應將全國指導中心依法第五十七條之十三第二項規定所定樣式之標誌，於各營業設施之店面或店內之容易為利用者看到的地方，揭示之。

- 2 前項標誌之有效期間，與登錄之有效期間相同。
- 3 營業者應將依從本約款而為營業之意旨，第三條第一項規定事項、前條確保損害賠償實施有關事項、其他有關提供勞務事項之要旨（以下稱「勞務要旨」），於各營業設施之店面或店內之容易為利用者看到的地方，揭示之。
- 4 營業者提出廢止營業之申報時，或登錄被撤銷時，或登錄有效期間經過時，關於該當營業設施，營業者應迅速將第一項之標誌及前項勞務要旨之揭示卸下。

努めるものとする。

(標識等の掲示)

- 第5条 営業者は、全国指導センターが法第57条の13第2項の規定に基づき定める様式の標識を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。
- 2 前項の標識の有効期間は、登録の有効期間と同一とする。
  - 3 営業者は、この約款に従って営業を行う旨、第3条第1項に規定する事項、前条の損害賠償の実施の確保に関する事項その他の提供する役務に関する事項の要旨（以下「役務の要旨」という。）を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。
  - 4 営業者が営業を廃止する旨の届出を行ったとき若しくは登録を取り消されたとき又は登録の有効期間が経過したときは、営業者は、当該営業施設について、速やかに、第1項の標識及び前項の役務の要旨の掲示を取り外さなければならない。

## 美容業標準營業約款施行細則

- 第一條 約款第三條第一項第一款第A目所稱「綜合燙髮」，係指使用燙髮用劑，而使毛髮永續的成波浪形、捲曲或彎曲之「燙髮」術，再加上「洗髮」、「剪髮」、「頭髮保養」及「整髮（吹風）」之各種技術。
- 2 所謂將前項之「綜合燙髮」予以分開而為表示，係指於「洗髮」、「剪髮」、「頭髮保養」、「整髮」及「吹風」之中，加上「燙髮」術所為施術之表示；或僅為「燙髮」時，就其意旨所為之表示。
- 3 約款第三條第一項第一款第B目所稱「洗髮」，係指使用洗髮劑，清洗毛髮及頭皮之污垢，且非以毛髮之整形為目的，而在使毛髮自然的乾燥狀態範圍內為簡單的弄乾工作。
- 4 約款第三條第一項第一款第C目所稱「剪髮」，係指使用剪刀、剃刀及理髮剪等，剪斷毛髮，利用調整其長短及疏密，而作成想要之髮型，且非以毛髮之整形為目的，而在使毛髮自然的乾燥狀態範圍內為簡單的弄乾工作。

## 美容業に関する標準営業約款施行細則

- 第1条 約款第3条第1項第1号アの「総合パーマメント・ウェーブ」とは、パーマメント・ウェーブ用剤を用いて毛髪に永続的なウェーブ、カール又はくせづけを与える「パーマメント・ウェーブ」施術に「シャンプー」、「カット」、「ヘア・トリートメント」及び「セット（ブロー）」の各施術を合せて行うことをいう。
- 2 前項の「総合パーマメント・ウェーブ」を分けて表示する場合とは、「シャンプー」、「カット」、「ヘア・トリートメント」、「セット」及び「ブロー」のうち、「パーマメント・ウェーブ」施術と合せて行う施術を表示することをいう。又、「パーマメント・ウェーブ」施術のみを行う場合は、その旨表示することをいう。
- 3 約款第3条第1項第1号イの「シャンプー」とは、シャンプー剤を用いて毛髪及び頭皮の汚れを洗うことをいい、毛髪の整形を目的とせず、毛髪を自然な乾燥状態にする範囲の簡単なドライ仕上げを合せて行うことをいう。
- 4 約款第3条第1項第1号ウの「カット」とは、シザーズ、レザー及びクリッパー等を用いて毛髪を切り、長さ及び疎密を整えることによって求められたヘア・スタイルを形づくることをいい、毛髪の整形を目的とせず、毛髪を自然な乾燥状態にす

- 5 約款第三條第一項第一款第D目所稱「整髮」，係指使用整髮液、髮捲、別針及吹風機等，加以整理而作成想要之髮型。
- 6 約款第三條第一項第一款第E目所稱「吹風」，係指使用手吹風機、梳子及手等，加以整理而作成想要之髮型。
- 7 約款第三條第一項第一款第F目所稱「頭髮保養」，係指使用保養劑保護毛髮，或使受傷之毛髮接近自然的狀態，且非以「洗髮」之施術及毛髮之整形為目的，而在使毛髮自然的乾燥狀態範圍內為簡單的弄乾工作。
- 8 約款第三條第一項第一款第G目所稱「頭皮保養」，係指使用保養劑保護頭皮，或使不健康之頭皮接近自然的狀態，且非以「洗髮」之施術及毛髮之整形為目的，而在使毛髮自然的乾燥狀態範圍內為簡單的弄乾工作。
- 9 約款第三條第一項第一款第H目所稱「染髮」，係指使用染毛劑而將毛髮永續的染成想要之顏色，且非以毛髮之整形為目的，而在使毛髮自然的乾燥狀態範圍內為簡單的弄乾工作。

- る範囲の簡単なドライ仕上げを合せて行うことをいう。
- 5 約款第3条第1項第1号エの「セット」とは、セット・ローション、ローラー、ピン及びドライヤー等を用いて求められたヘア・スタイルを整形することをいう。
  - 6 約款第3条第1項第1号オの「ブロー」とは、ハンド・ドライヤー、ブラシ及び手等を用いて求められたヘア・スタイルを整形することをいう。
  - 7 約款第3条第1項第1号カの「ヘア・トリートメント」とは、トリートメント剤を用いて毛髪を保護すること、又は傷んだ毛髪を自然な状態に近づけることをいい、「シャンプー」の施術及び毛髪の整形を目的とせず、毛髪を自然な乾燥状態にする範囲の簡単なドライ仕上げを合せて行うことをいう。
  - 8 約款第3条第1項第1号キの「スカルプ・トリートメント」とは、トリートメント剤を用いて頭皮を保護すること、又は不健康な頭皮を正常な状態に近づけることをいい、「シャンプー」の施術及び毛髪の整形を目的とせず毛髪を自然な乾燥状態にする範囲の簡単なドライ仕上げを合せて行うことをいう。
  - 9 約款第3条第1項第1号クの「ヘア・ダイ」とは、染毛剤を、用いて毛髪を求める色に永続的に染めることをいい、毛髪の整形を目的とせず毛髪を自然な乾燥状態にする範囲の簡単なドライ仕上げを

- 10 約款第三條第一項第一款第 I 目所稱「修手指甲及修腳指甲」，係指利用整修指甲之形狀、塗抹指甲油等，而使用手指甲（腳指甲）變美。
  - 11 約款第三條第一項第一款第 J 目所稱「婚禮穿衣協助（日本式服裝・洋式服裝）」，係指於婚禮時為化粧、協助美麗地穿著衣服，並且為假髮之戴著裝飾或「整髮（吹風）」。
  - 12 約款第三條第一項第一款第 K 目所稱「臉部保養」，係指利用按摩及敷面劑等，對臉部之皮膚施以美顏操作，保護皮膚。
- 第二條 約款第三條第一項第二款第 A 目所稱「管理美容師」，係指已修畢美容師法（昭和三十二年法律第一六三號）第十二條之二第二項規定講習會課程之人。
- 2 約款第三條第一項第二款第 B 目所稱「美容師」，係指已取得美容師法第二條第二項規定之證照，而以美容為業之人。  
但目前並包含基於舊規定之「依都道府縣條例完成講習會者」。
- 第三條 全國生活衛生營業指導中心（以下稱「全國指導中心」）內應設置美容所事故賠償審查委員會，審查利用者與營業所之間有關美容所事故賠償所生之糾紛。
- 2 前項事故賠償審查委員會之構成及營運，由全

合せて行うことをいう。

- 10 約款第3条第1項第1号ケの「マニキュア及びペディキュア」とは、爪の形を整え、美爪料の塗布等により手指（足指）を美しくすることをいう。
- 11 約款第3条第1項第1号コの「婚礼着付（和装・洋装）」とは、婚礼の際に化粧を行い、衣装を美しく着付けることをいい、かつらの装着飾り付け又は「セット（ブロー）」の施術を合せて行うことをいう。
- 12 約款第3条第1項第1号サの「フェイシャル・トリートメント」とは、マッサージ及びパック等により顔の皮膚に美顔操作を与えて、肌を整えることをいう。

第2条 約款第3条第1項第2号アの「管理美容師」とは、美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の2第2項に規定する講習会の課程を修了した者をいう。

- 2 約款第3条第1項第2号イの「美容師」とは、美容師法第2条第2項に規定する免許を受けて美容を業とする者をいう。

第3条 全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）に美容所事故賠償審査委員会を置き、美容所事故賠償に関し利用者等と営業所間に生じた紛争を審査する。

- 2 前項の事故賠償審査委員会の構成及び運営は、全

外國消費者保護法（十三）

---

國指導中心另定之。

第四條 約款第五條第三項之勞務要旨，應記載於附件  
樣式之揭示板。

国指導センターが別途定める。  
第4条 約款第5条第3項の役務の要旨は、別記様式の掲  
示板に記載するものとする。

## 美容業標準營業約款要旨

本店係依從經厚生勞動大臣認可之標準營業約款而為營業。

1. 本店基於標準營業約款所提供美容施術之種類，如下所列。
2. 本店之施作方法及技術，係依從「美容施術處理基準」而為之。
3. 本店之管理美容師及美容師之姓名，如下所列：  
管理美容師  
美容師
4. 本店發生事故時，依「美容所事故賠償基準」而為賠償。
5. 本店已加入損害賠償保險等。

厚生勞動大臣認可美容標準營業約款之登錄店  
店名

## 美容業に関する標準営業約款要旨

当店は、厚生労働大臣の認可を受けた標準営業約款に従って営業しています。

1. 標準営業約款に基づき当店の提供する美容施術の種類は、次のとおりです。
2. 当店の施術は、「美容施術処理基準」に従って行います。
3. 当店の管理美容師及び美容師の氏名は、次のとおりです。  
管理美容師  
美容師
4. 当店で事故が発生した場合は、「美容所事故賠償基準」に基づいて賠償します。
5. 当店は、損害賠償保険等に加入しています。

厚生労働大臣認可美容標準営業約款の登録店  
店名

標準營業約款登錄店標誌

厚生勞動大臣認可

## 標準營業約款 登錄店

有效期限 平成 年 月

財團法人

全國生活衛生營業指導中心

- 備考
1. 標誌中央部位之圖記，其色彩應為紫色。
  2. 數字係以圖記之單邊寬  $A$  為基準，而表示其比率。
  3.  $R$  係半徑。

標準營業約款登録店標識



- 備考
1. 標識の中央部のマークの色彩は紫色とする。
  2. 数字はマーク一辺の幅  $A$  を基準とし、えの比率を表す。
  3.  $R$  は半径とする。